

柏原市立市民交流センターカフェ設置運営業務（その3）
公募型プロポーザル実施要領

本実施要領は、柏原市立市民交流センター（以下「市民交流センター」という。）カフェ設置運営業務（その3）に係る公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するために必要な事項を定める。

1 目的

本業務は、令和8年5月に開館予定の市民交流センターにおいて、利用者に親しまれる施設としての機能を充実させるため、軽食等を提供するカフェを設置することで、より多くの方に訪れていただき、また、来館者にとって居心地の良い場とすることを目的とする。

2 業務内容

（1）業務名

柏原市立市民交流センターカフェ設置運営業務（その3）

（2）業務内容

別紙「柏原市立市民交流センターカフェ設置運営業務（その3）公募型プロポーザル仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

（3）貸付根拠

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸し付けとする。契約方法は、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約とする。

（4）貸付期間等

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とする。

定期建物賃貸借契約のため、契約の更新は行いませんが、運営事業者が継続を希望する場合、運営実績を踏まえ、市と協議の上、再契約を可能とする。ただし、市民交流センターにおいては、一定期間、市の直営で運営後に指定管理者制度を導入することを検討しており、その際は事業者と協議を行う。

機材搬入等、現地での開店準備及び原状回復に要する期間は、貸付期間に含まれるものとし、その期間の貸付料の減額措置は行わないこととする。

なお、再契約の場合や次回のカフェ設置運営業者選定の結果、選ばれた事業者が希望する場合には、原状回復は必ずしも必要ではありません。

3 担当部署

柏原市 福祉こども部 子育て支援課

〒582-8555 大阪府柏原市安堂町1番55号
電話 072-972-1563 FAX 072-973-3782
メールアドレス kodomoseisaku@city.kashiwara.lg.jp
担当：木原・乾

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 実施スケジュール

期 日 等	項 目
令和7年12月12日(金)	公告(公募開始)及び質問受付開始
令和7年12月19日(金)	質問受付終了
令和7年12月22日(月)	質問回答(最終更新)
令和8年1月9日(金)	参加申込書の受付終了
令和8年1月13日(火)	参加資格審査結果通知・提案書受付開始
令和8年1月16日(金)	提案書受付終了
令和8年1月19日(月)	プレゼンテーション審査
令和8年1月20日(火)	審査結果の通知

6 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、個人(個人事業主)又は法人とし、次の各号を満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 公告の日から契約締結日までの期間に、柏原市入札参加有資格業者指名停止要綱(平成31年3月29日制定)に基づく指名停止又は指名回避の措置を受けていないこと。また、国及び地方公共団体において、これに準ずる措置を受けていないこと。
- (3) 柏原市暴力団排除条例(平成25年12月20日条例第27号)に基づく入札等排除の措置を受けていないこと。
- (4) 柏原市暴力団排除条例(平成25年12月20日条例第27号)第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定の確定を受けた者を除く。
- (6) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく飲食店営業許可等、必要な許可を有し、本業務においても必要な営業許可が受けられる見込みであること。

(7) 国税及び柏原市税を滞納していないこと。

7 参加申込

本プロポーザルに参加しようとする者は、次により参加申込書等を提出すること。

なお、期限までに参加申込書を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

※本プロポーザルの公募に関する資料等は、本市ウェブサイトからダウンロードが可能。

(1) 提出書類

①参加申込書（様式1）

②事業者概要（様式2）

③業務実績調書（様式3）

④同意書（様式4）

⑤誓約書（様式5）

⑥印鑑証明書の写し

※法人の場合、法務局にて発行されるもの

※個人の場合、市町村にて発行されるもの

※参加申込書等に押印する実印の証明書で発行後3箇月以内のもの

⑦履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し

※法務局で発行する法人の証明書で発行後3箇月以内のもの

※法人の場合のみ必要

⑧代表者の住民票

※発行後3箇月以内のもの

※個人の場合のみ必要

⑨納税証明書の写し

※法人の場合、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）

※個人の場合、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の2）

※発行後3箇月以内のもの

⑩営業許可証の写し（任意の1箇所分）

(2) 提出期間

令和7年12月12日(金)から令和8年1月9日(金)まで

※受付時間は、月曜日から金曜日（休日を除く）までの9時から17時までとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便）とする。ただし、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。

※郵便事故等により提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。

(4) 提出先

前記3の担当部署

(5) 提出部数

①正本1部（印鑑証明書と同じ印鑑を押印のもの）

②副本1部（正本の写し）

(6) 参加資格審査

本実施要領に基づき資格審査を行い、審査結果は令和8年1月13日（火）に参加申込書に記載された電子メールアドレスへ「参加資格審査結果通知書」にて通知、併せて、普通郵便で書面による通知を行う。

8 質問及び回答

本要領の内容等に関する質問の受付を行います。

(1) 質問受付終了

令和7年12月19日（金）17時（必着）

(2) 質問方法

質問書（様式6）を使用して、電子メールで質問すること。

※電子メール以外での質問は受け付けない。

※電子メールの標題は、以下のとおりとすること。

「柏原市立市民交流センターカフェ設置運營業務（その3）」公募型プロポーザルに関する質問

※電子メールには、質問者名を明記すること。

(3) 質問先

前記3の担当部署

※送信後、必ず電話による着信確認を行うこと。

(4) 回答方法

回答は本市ウェブサイトにも順次公開し、令和7年12月22日（月）17時を最終の更新とする。

※提案者毎への回答は行わない。

※質問者名は公開しない。

※回答は、本実施要領及び仕様書の追加事項又は修正事項とみなす。

9 企画提案

本プロポーザルの参加資格が認められ、提案を行おうとする者（以下「提案者」という。）は、次により企画提案の書類を提出すること。

(1) 提出書類

①提案書表紙（様式7）

②提案書（任意様式）

(2) 提出期間

令和8年1月13日(火)から令和8年1月16日(金)まで

※受付時間は、月曜日から金曜日（休日を除く）までの9時から17時までとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便）とする。ただし、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。

※郵便事故等により提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。

(4) 提出先

前記3の担当部署

(5) 提出部数

①正本1部（印鑑証明書と同じ印鑑を押印のもの）

②副本7部（事業者と特定できるような表現や企業名等はいないこと。）

(6) 提案書の構成

仕様書の内容を踏まえ、別紙「柏原市立市民交流センターカフェ設置運營業務(その3) 公募型プロポーザル審査基準表」にある評価項目に沿って提案すること。

10 辞退届の提出

本プロポーザルへの参加を辞退する者は、速やかに電話連絡の上、辞退届（様式8）の正本1部を前記3の担当部署へ直接持参し提出すること。

11 提案書等の審査及び審査結果の通知

(1) 審査

審査は、柏原市立市民交流センターカフェ設置運營業務（その3）公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において別紙の審査基準表に基づき行う。提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査した結果、最高評価点を得た者を候補者として決定する。ただし、審査評価点が満点の6割に満たない場合は、候補者として認めないものとする。

なお、最高評価者が2者以上になった場合は、委員会の委員の協議により決定するものとする。

(2) 1者提案

提案者が1者のみの場合であっても、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

ただし、前項（1）のとおり、審査評価点が満点の6割に満たない場合は、候補者として認めないものとする。

(3) プレゼンテーション

提案内容をより理解するため企画提案書に係るプレゼンテーションを以下のとおり実施する。

①実施日時

令和8年1月19日(月)

※実施時間等の詳細については、「参加資格審査結果通知書」にて通知する。

②実施会場

柏原市役所4階 中会議室

③実施方法

一提案者の持ち時間は、提案20分、質疑応答20分、計40分とする。

※提出した提案書の内容をもとに説明すること。

※新たな資料の配付は認めない。

④審査基準

別紙の審査基準表のとおりとする。

⑤結果通知

令和8年1月20日(火)に審査を実施した全提案者に対し、参加申込書に記載された電子メールアドレスに結果を通知する。併せて、普通郵便で書面による通知を行う。

⑥その他

ア プレゼンテーションの順番は、参加申込書の受付順とする。

イ プレゼンテーションへの出席者は、3名以内とする。

ウ プレゼンテーションは、提出した提案書の内容をもとに説明すること。

エ プレゼンテーション及び質疑応答の内容は、提案書に記載がない場合でも、提案内容に含まれるものとする。

オ プレゼンテーションに使用するプロジェクター及びスクリーンは本市で準備するが、パソコン等は各自で用意すること。

(4) 審査結果の公表

前項(3)⑤と同時に、本市ウェブサイト及び情報公開コーナーにおいて、参加申込者数、企画提案者数及び候補者名を公表する。

また、候補者と契約締結後、同様に全提案者の名称、評価点を公表する。

なお、契約締結者以外の提案者名と評価点等の対応関係は明らかにしない。

また、提案者が2者の場合、評価点等の公表は契約締結者のみとする。

(5) 結果に関する問合せ

選定されなかった者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求めるときは、通知を受けた日の翌日から起算して、7日以内(ただし、本市の閉庁日を含まない。)の9時から17時までに審査結果の通知を持参の上、書面で申請するものとする。なお、これに対する回答は、後日、文書により行う。

12 契約締結等

(1) 業務受託候補者は、令和8年1月下旬までに本市と仮契約を締結するものとし、そ

の後、本市議会の議決を得たときに本契約が成立する。

(2) 契約保証金

事業者は、地方自治法施行令第167条16及び柏原市財務規則第107条に規定する契約保証金を市に支払う。契約保証金の額は、貸付料総額36か月分の100分の10に相当する額（1円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り上げる。）とする。契約保証金は本契約期間が満了した時、貸付物件の原状回復後、事業者の請求に基づき、利息を付さずに返還する。

なお、事業者が本件契約上の義務を履行しないときは、市は本件契約を解除し、納付された契約保証金は市に帰属する。ただし、これらにより市の損害賠償をさまたげない。

13 その他の留意事項

- (1) 提案者からの提案は1案とする。
- (2) 提出期限後の書類の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 本プロポーザルに要する費用は、全て参加申込者又は提案者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。ただし、下記(8)(9)を除き、提出書類はこのプロポーザル以外の目的には使用しない。
- (5) 提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格（選定対象から除外する。）とする。
 - ①前記6の参加資格要件を満たさなくなった場合
 - ②プロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
 - ③他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合。
 - ④事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
 - ⑤選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
 - ⑥本市財務規則を含む関係法令等に違反した場合
 - ⑦提出書類が提出期限までに提出されなかった場合
 - ⑧必要な提出書類が揃っていない場合
 - ⑨提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ⑩プレゼンテーションに参加しない場合
 - ⑪その他、本実施要領・仕様書の記載事項を遵守しない場合
- (6) 本プロポーザルは、本業務の契約の相手方となる候補者を選定するものである。
- (7) 本プロポーザルの仕様書は、企画、提案能力のある事業者を選定するものであるため、詳細な仕様は、本市と候補者が協議を行い、契約を締結するものとする。
- (8) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(9) 市は提出された企画提案書等について、柏原市情報公開条例（平成12年10月6日条例第23号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの候補者選定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

(10) 審査及び選定結果等に関する異議申立ては受け付けない。